

長期資金（組合転貸・組合共同事業）のご案内

県内で事業を営むにあたって必要となる一般事業資金の円滑な調達を支援します

1 融資対象者

組合等の組合員、共同生産、共同販売その他の共同事業を行う組合等

2 融資条件

融資限度額	1組合員 5,000万円 1組合 1億円
融資利率	年1.50%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金使途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。